

新宮市告示第 7 7 号

新宮市長の資産等の公開に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、
資産等補充報告書、並びに関連会社報告書について下記により閲覧
に供する。

記

1 閲 覧 の 開 始 日

令和 8 年 6 月 3 0 日から

2 閲 覧 の 場 所

新宮市役所 総務部 秘書課

令和 8 年 6 月 2 3 日

新宮市長 上田 勝之